

## 京都府議会 2 月定例会一般質問（2006 年 2 月 13・14 日）

原田 完議員、山内 佳子議員、新井 進議員の質問と答弁大要をご紹介します。

### 原田 完（日本共産党 中京区）2006 年 2 月 13 日

日本共産党の原田完です。通告をしている数点について知事ならびに関係理事者に質問いたします。

#### 大型店出店規制の条例を制定し、まちづくりと地域社会を守れ

まず、大型店の出店と地域経済、住民生活にかかる問題について質問します。

京都府南部地域は、大型店の異常な出店ラッシュが続いています。京都府のホームページでも、出店計画の売場面積の合計は 1 2 万 8 3 6 0 m<sup>2</sup>を超え、南部地域の既存売り場面積の約 5 割が増える異常な事態となっています。

住民生活への影響は深刻です。例えば八幡市では、最近、橋本地域の 3 つのスーパーが廃業・撤退しました。閉店の理由や経緯はそれぞれ異なりますが、現実には、ムサシやイズミヤなどの大型店出店の時期を合わせての閉店です。その結果、橋本地域にお住まいの方、特にお年寄りや病弱者は、日常生活の必需品を購入する場所と機会を失う事になりました。高齢者世帯の中には、「もう橋本では生活が出来ない」と、娘さんの家や他の地域にやむをえず引っ越しをする人まで出ています。交通手段を持たない買い物弱者と言われる人たちは、公共交通機関に乗って遠隔地まで買い物に行かざるを得ない状況なのです。町中に生活をしていながら、買物の場を奪われるという異常な実態を、知事はどのように受け止めておられるのかお答えください。

個人商店、商店街への影響も深刻です。いくら消費者のニーズに応える努力をしても、圧倒的資本力で、広告媒体も総動員する大型店スーパーは、市場寡占を目指しています。中京区にある西新道錦会商店街と壬生京極会商店街は、高齢者への給食サービス、ファックスやインターネットを利用した宅配サービスなど、地域貢献と商店街活動に努力している商店街ですが、この 10 年の間に、商店街を取り巻く周辺 500 から 700 メートル半径以内に、昨年秋に出店したベルタウンマツモトなど、7 店舗出店する大型店出店攻勢のもとで、大変厳しい状況です。両商店街のプリペイドカード事業は 4 年前と現在を比較すると約 -30% と大幅に減少しており、当然来客数も大幅減少しています。地域密着で努力する両商店街でも、このような状況です。

商店街等の努力があっても、最初から大きなハンデがあるもとでは、資本力を持った大型店が圧勝します。元々の格差を覆い隠し、誰もが平等なチャレンジのチャンスを持っているとする、新自由主義経済思想による規制緩和一辺倒が、さらに深刻にしているのです。

2000 年に中心市街地活性化法・改正都市計画法・大店立地法のまちづくり 3 法が施行され、有機的に活用すれば小売商業・商店街の活性化と大型店の出店規制が出来るとして、大店法が廃止されました。しかし、大店立地法は、アメリカと日本財界の要望で WTO 等を理由に、法 13 条で需給調整の排除が明記され、大型店、スーパー等の出店行為を規制しない、基本的に世界にも例を見ない出店自由の法律となりました。

結果は、出店が野放し状態で大型店は増え続けています。住民生活や商店の営業だけにとどまらず都市のスプロール化、中心市街地の空洞化・荒廃、地域コミュニティの破壊、道路や下水処理、ゴミ処理問題等々の社会コストへの自治体負担の増大、安定的雇用関係があった地域商業の疲弊とスーパー等のパートアルバイト等の不安定雇用層の拡大など、地域循環経済の連鎖を断ち切り地域経済を疲弊させています。

このような野放しの事態に対して、規制を求める声が次々とあがっています。大店立地法見直しの審議会委員でもある大阪市立大学の矢作教授は、昨年 7 月に出版された著書で、需給調整排除の要求をしてきたアメリカが、まちづくりと地域社会を守るために、国内では需給調整を行なっていることなどを示し、アメリカの要

求の不当性とアメリカ言いなりの日本政府の実態を明らかにし、大型店の規制は、まちづくりの観点からの規制であっても、経済規制は必然的に行わざるを得ないと述べておられます。

日本商工会議所や日本商工会連合会、全国商店街振興組合連合会等々多くの商業者団体からも、大店立地法の見直し要求があり、地方自治体では、福島県を始め多くの自治体で独自規制条例制定や指導要綱づくりが行なわれ、国において中心市街地活性化法・都市計画法の一定の手直しをする事になりました。

しかし、京都の現状は全く反対の事態が進んでいます。福知山や野田川のプラントの出店計画、木津町のコスモスタウン等や、京都市向日市にまたがって大型店スーパー出店する予定のキリンビール跡地などは、中心市街地の空洞化・荒廃を招くものであり、開発・出店に伴う社会的コストを府民市民に押しつけるものです。国の大店立地法の郊外立地規制の見直しや京都府の懇話会の設置の背景・審議方針からしても逆行する計画であり、出店に反対する態度表明が当然だと思いますが、京都府としてどの様な対処をしようとしているのでしょうかお答えください。

京都府の中心市街地活性化懇話会の検討課題は大型店の規制ではなく、誘導で中心市街地活性化を目指すものです。しかし、今必要なことは、大型店の誘導でなく京都経済の立て直しに直結する地域商業、商店街、小売市場の振興であり、大型店スーパー・大型集客施設等の規制です。大店立地法の13条、需給調整排除規定の押しつけそのものが、地方自治の否定、地方分権に逆行し、良好な都市計画まちづくり推進の立場からも重大な問題です。

地域住民が、歩いて行ける生活圏内で、日常生活の必需品購入を確保するには、従来の地域商業、商店街・市場が健全に維持・発展されてこそ守られるのです。

京都府として、地域住民の日常生活をしっかりと支え、高齢者など買い物の社会的弱者の暮らしを守るうえからも、大型店の誘導方針に決別し、地域商業の振興と大型店の経済規制を含めた、京都府の独自条例の制定が必要です。小売商業調整特別措置法（商調法）では昭和53年の法改正で強化され、経済調整を含む法として機能しており、しかも、その法18条2では地方自治体における必要な措置も法の範囲で認めています。京都府として福島県等の先進部分の内容を取り入れながら、京都府独自の経済規制を含む大型店出店規制と地域商業商店街市場の振興をはかる条例制定を行うべきだと思いますが如何ですかお答えください。

**【知事】** 郊外型の大型店の出店は、これまで地域住民のよりどころとして、コミュニティの形成に大きな役割を果たしてきた中心市街地のあり方に、大きな影響を与えるものだと思認識している。それだけに、それぞれの出店計画については、市町村のまちづくり計画との整合性が、なによりも求められる。

この度、国会に提出されたまちづくり三法の改正案でも、大型店の立地については、市町村のまちづくりの中で、こうした問題に市町村が主体的に対応するとの基本のもとに、その権限をさらに強めていくという考え方が貫かれている。その上で、市町村間の調整について、都道府県がかかわっていくという形になる。ですから、これから市町村のまちづくりの状況を、市町村ともよくお話しをしながら、そのまちづくりの計画に調整が必要となる場合には、関係市町村の意見をきき、広域的な視点から対応していきたい。

その中で、独自の条例については、福島県の条例を見ますと、現行の法の枠内で、できる限りということになっており、現行の法の枠内を超えるものではありません。ですから、それだけに今回、法の枠組み自身が変わってくるので、それに応じた形で、今後、中心市街地活性化懇話会で、基本的な方向を検討いただき、それに従って、しっかりと対応をしていきたい。

**【原田】** 確かに、国の施策の変更は、ございます。しかし今、京都のまちづくりを含め、地域商業・商店街、そして地域の暮らしが、大変な状況になろうとしている現状への認識が、今の答弁だけでは、不十分ではないでしょうか。

また、商調法の内容を理解されていない。商調法にふれていただけませんでした。商調法については、国の説明で、平成12年の地方分権推進委員会の地域づくり部会とくらしづくり部会の中で、当時の中小企業庁中小企業部長が商調法を「中小小売商団体と大企業者との間で紛争が生じた場合に、大企業者の事業規模の縮小等を勧告命令する事ができる等を規定している。」と説明し、しかも、平成11年11月の中小企業基本法の改正の時に「分野調整法等の調整制度を遵守し、中小企業の事業活動機会の適正な確保に努めること」を政府

に求める付帯決議まで説明し、報告をしています。

商調法を活用し、経済規制を含めた大型店出店規制条例の制定は論拠もあり、中小小売商業、また、地域商業の商店街の意義と役割が明確になっているなら、苦しんでいる中小小売商業者支援と大型店の経済規制を含む、京都府独自の条例制定は十分に可能であると思いますが、知事にもう一度答弁をお願いします。

**【知事】** 商調法についても、先ほど原田議員がおっしゃったように、WTOのもともとの法律の枠というものを、しっかりとはめられた中での我々の対応となってくる。国の見解についても、大規模小売店舗の出店を抑制したり、調整を行う法律ではないという形で、答弁が述べられている。それだけに、今回の法律により、あくまでまちづくりとの中での整合性というものを、しっかりと市町村と共同してはかかっていくが必要だと考えている。

**【原田】** 今、本当に大変なのは、中小業者のくらしの実態ですので、そこへの応援、そして、地域住民のくらしを守るといううえでの、ぜひ、積極的な対応を要望して次の質問に移ります。

## 使いやすい借換融資制度を創設し、中小企業の要望にこたえよ

**【原田】** 次に、あんしん借換融資制度の問題についてです。

バブル崩壊後、金融機関の倒産と大変厳しい経済状況のなかで、多くの中小企業者の運動と私どもの繰り返しの提案のもと、借り換えの融資制度が実現され、国の施策ともなって今日に至っています。

借換融資の12月まで延長が、今議会に報告されていますが、扱い件数の圧倒的多数を占めていた、京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫などが7号指定からはずれ、府内で主な扱い金融機関は北都信金だけになりました。

不況業種指定の5号も指定が半減しており、融資制度の実効性が形骸化しかねません。借換融資が必要な企業・事業所はまだ沢山あります。現状では利用できない業者が大量に発生するのではありませんか。知事は現状にどの様な認識をお持ちですかお答えください。

また、お聞きしますと、京都市内の釣り具業者が借換融資を希望し、7号での申し込みを行なおうとしたが、金融機関が7号指定からはずれたため申請できず、5号を急遽調べたが不況業種指定でなく、資金調達に暗礁に乗り上げて大変苦勞している。私が知っているだけでも、このような事例は多くあります。現在でも、その役割は重要な位置を占めているのに、実際には利用できない、「絵に描いた餅」になっている業者が多くおられるのです。

京都の景況指数は上昇傾向と言っても、依然として水面下であり、京都の中小企業は全国よりも落ち込んでいます。先日、国民金融公庫の10から12月の小企業動向調査では-43.2%と報告されているように大変厳しい実態が続いています。

京都府の中小企業は厳しい経営環境のもとで、本府として、引き続き要望の強い借換融資制度の実効性の確保を目指して、国への制度改善の要望を強く行うべきではありませんか。また7号指定の在り方や基準についての見直しを要望すべきではありませんか。また、5号指定についても中小企業の規模別で不況業種指定をする制度など、各地方の実態に即した指定方法や基準の見直しを要求すべきではありませんか、お答え下さい。

また、中小企業基本法では第六条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」となっています。国の対応を待たずに京都府独自に不況業種認定制度を作り、借換融資利用の要望の強い業者に対して、資金調達の支援を講ずるべきです。金融庁がリレバン(リレーションシップバンキング)でも地銀・信金に地域貢献を求めており、地元金融機関の協力も得て、中小企業の経営力強化に資する融資制度として、新たな本府独自の借り換え融資制度創設を、早急に実施すべきときです。京都府としての所見をお答えください。

**【商工部長】** 府内の3金融機関がセーフティーネット保障7号を解除になった影響については、現在のところ

る出ておりません。今後の状況を、十分見極めていきたい。セーフティーネット保障は、中小企業の経営安定を金融面から支援する国の基本的な役割であるので、7号の指定基準の見直しも含めて、これまでから、機会あるごとに拡充について国に要望している。

また、5号についても、府の実態に応じたきめ細かな適用を求めている。昨年の原油価格高騰に際しては、知事先頭に要望活動を行った結果、染色整理業8業種すべてが対象となるなど、不況業種の指定拡大とあわせ、原油価格高騰により、利益が減少している中小企業者も新たに対象となった。

あんしん借換融資は、府が全国に先駆けて独自に創設したもので、多くのご利用をいただいていた。本制度を12月末まで延長していきたい。

**【原田】** 私が質問しているのは、12月まで延長したとしても、7号指定がこのような現状では、大変な事態だ。使えない人たちが多く出る。このことを心配しているわけです。5号認定業種は半減している。しかし、国金（国民金融公庫）の報告の通り、規模の小さな企業ほど、景気の回復にはほど遠い実態があります。今の答弁では、借換融資をうけて、経営を頑張ろうとしている中小企業者を京都府は切り捨てるのと同じではありませんか。再生融資は京都府独自施策だと大看板にしているのであれば、京都府独自施策として、現行の借換融資制度に準じた新しい融資制度の実施は、十分に可能ではありませんか。

この借換融資制度が、スタートした翌年には5号指定7号指定中心となり、その後は7号指定が中心です。7号の利用は、15年度は71%、16年度は84%、17年度は89%の活用と、7号指定が圧倒的なのです。17年4月から12月の利用件数では、府市合計では4007件と要望の強い重要な融資制度です。7号指定からはずれた三行が借り換え融資制度に占める比率は9割近い件数を占めています。このままでは、制度としてはあるが、実態は使えない飾りだけの制度となってしまいます。京都府の現状打開への構えが求められています。新しい融資制度の創設で、圧倒的中小企業の要望に応えるべきであり、再度ご答弁をお願いします。

**【商工部長】** セーフティーネット保障7号を指定解除になった3金融機関ですが、このうちの1機関が今年の1月から、そして、2機関が今年の1月から指定解除となっているわけで、すでに、一部は1年余り経っているということですが、本年1月現在の速報値で見ましても、なお、前年比90%の利用ということと、今後については、先行きを見極めていきたい。

**【原田】** 京都銀行が一年前から解除になっていることは、すでに、承知しています。しかし、現実に困っている人たちがいるわけで、この人たちの対応をどうするのか。このことが求められている。まさにそのときにこそ、京都府の果たす役割があるのではないかと思います。大変になる前に、ぜひ、実施をしていただけるように、お願いしておきたいと思います。

## 原油高騰 天然ガスボイラーへの転換を支援し、十分な保護対策を

**【原田】** 次に、伝統と文化のものづくり産業振興条例に関わって私を始め、我が党の同僚議員も本会議や委員会でも取り上げてきた、原油高騰に関わっての重油から天然ガスへのボイラーのエネルギー転換について質問いたします。

これまで、私どもの指摘と要望に対して、本府は相談窓口の設置、融資の斡旋だけを答えてきました。この問題で1月28日のサンケイ新聞夕刊に大きく報道されましたが、昨年13社あった蒸し水洗業者が昨年末に1社廃業し、1月更に2社が廃業に追い込まれる見込みと報じています。南区の蒸し業者の深刻な実例が紹介されていました。「年間売り上げが700万円で昨年春頃までは重油が160万円ほどだったが廃業前には300万円にもなった。」と報じられています。ガスへ転換していれば、200万程度の燃料費となるはずであり、私どもが指摘してきたように、もっと早い段階で京都府の対応がなされていけば、厳しい状況といえども、この廃業も違った経緯と結果になったのではないのでしょうか。記事の中で浦川宏工織大教授のコメントが「伝統工芸は十分な保護があって始めて継承される。保護が足りなければ伝統の技術が益々失われ、質の低下も」と言われています。

京都府の実態は雇用確保の企業誘致には最高20億円の補助金を用意し、一方、雇用確保に大きな役割を果たす中小零細企業の経営の安定には、冷たい対応をしてきたのではなかったでしょうか。

私は、早くから京都議定書の地、京都府として環境問題でも大きな効果を上げ、雇用確保・安定でも中小企業の果たす役割、京都経済の下支えの上からも、その例として蒸し水洗業のエネルギーの転換支援を要求してきました。18年度予算案で「中小企業地球温暖化対策応援事業費」として「資源エネルギーによる温室効果ガス排出抑制設備費」等に補助施策がつけられましたが、国が進めている天然ガス化推進補助事業との併用活用がはかれるように京都府として、十分な対応が必要ではないでしょうか。お答えください。また中小零細業者の支援を考えるならば、資源エネルギー庁の補助申請手続きは煩雑であり、本府の補助金申請を含め、申請手続き支援体制の整備と具体的支援が必要ではないでしょうか。いかがですか、お答えください。

**【企画環境部長】** 中小企業におけるエネルギー転換については、地球温暖化対策を推進するうえでも重要と考えており、18年度当初予算で事業活動にともなう、温室効果ガス削減に係る設備投資などに対して、助成を行う中小企業地球温暖化対策応援事業をお願いしており、実施にあたっては、二重補助にならないように、国の事業である天然ガス化推進補助事業と、府の事業がそれぞれの制度目的にそって、適正に利用されるように対応していきたい。

なお、中小企業の支援については、京都府産業支援センターお客様相談室で、すでに、きめ細かい相談支援体制を整えている。

**【原田】** 二重補助にならないというのは、2つは重なり合わないという意味なのか、もう一度、その点をお答えいただけますか。

**【企画環境部長】** 制度も対象も違う事業が、たまたま同じ相手に二重に補助がされないように、対象を精査しながら、適正に活用していただけたらという趣旨です。

**【原田】** 今、本当に中小企業は大変だ。使えないというような事態が起きかねないということを危惧して、私はきいているわけです。中小企業をしっかりと応援していくことが雇用の確保も含め、大きな役割を果たすということで、ぜひ、再検討をお願いして、私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

## **山内 佳子（日本共産党・南区）2006年2月13日**

日本共産党の山内よし子です。事前に通告しています数点について知事ならびに関係理事者に伺います。

### **生活保護基準の引き下げ、生存権を侵害する有期保護制度に反対せよ**

最初に生活保護について伺います。現在生活保護受給者は増え続け、京都では10年前の1.4倍、3万世帯をこえています。この背景のひとつには長引く不況と非正規・不安定雇用の増大などで所得上位4分の1の世帯が、全所得の4分の3を占めるにいたっている、国民の間での所得格差が7年連続で拡大していることがあげられます。

ふたつめには、この間の社会保障制度の改悪により、これまでは年金で生活できていた方々が医療費や国民健康保険料の値上がり、介護保険料、利用料の負担などにより、生活できなくなっていることです。

一方で、生活保護の高齢者に対する加算が減額、廃止されたり、母子加算の見直しや多人数世帯の基準の引き下げなど、国民の最低生活を保障する生活保護基準の引き下げが相次いでいます。

一昨年と昨年に、高齢者の加算が合計で14000円減額されましたが、そのことにより健康で文化的な最低限度の生活を送ることができなくなったと、山科の松島さんと北区の三島さんが京都地裁に提訴を行い、また全国各地でも裁判が始まっています。生活保護の老齢加算の減額で人間らしい生活ができなくなったとい

う方々の声を紹介します。

「一昨年加算が減額されて、今まで週に3日銭湯に通っていたのを週に1～2回にした。昨年さらに減額されたので仕方なく1日の食事を3回から2回に減らした」という方、また「母親の一周忌に交通費がなくて帰れなかった。その後の法事にも帰れなかった。これまで冠婚葬祭の付き合いもできず、故郷の人や親戚との付き合いを一切断ち切りましたが、近所のみなさんとの付き合いは大切にしてきました。それは、ふるさとを捨てた私たちの唯一の心のよりどころだからなのです。しかし、加算が減らされて近所の付き合いもできなくなってきました」こうした実態が報告されています。

そこで伺います。こうした人間らしい暮らしを奪う生活保護基準の引き下げに、反対するべきと考えますがいかがですか。知事の答弁を求めます。

さて、生活保護の国庫負担削減をめぐる国と地方の対立は、国が今年度国庫負担削減を見送ることで、一応決着がつかしました。しかし、その背景には、12月1日の国と地方の生活保護の適正化推進確認書があります。しかし、今でも適正化の名の下で、本来生活保護を受けることができる人が受けられないといった人権侵害が多発しています。

国は、国庫負担の維持と引き換えに更なる適正化を地方に求めているものであり、許せない問題です。また、確認書に先立って発表された、昨年11月の全国知事会と全国市長会の、「生活保護制度等の基本と検討すべき課題」とされる提言にも、見過ごせない問題がありますので知事の見解を伺います。

提言には、「生活保護制度の根源的責任」として憲法第25条の理念に基づき、国の責任において実施すべきであること。また、健康で文化的な最低限度の生活を保障される機会や最低限度の生活水準の内容については、地域あるいは個人によって、実質的な差が生じることがあってはならない、とするなど積極面も見られます。しかし、みすごせないのは次の2点です。

第1の問題は、国民年金との均衡を図るとした上で、見直しを検討する。つまり生活保護の基準額をさらに引き下げることが提言していることです。

そこで知事に伺います。満額支給されても66208円、平均受給額で4～5万円という国民年金を基準に生活保護を引き下げるのではなく、年金を引き上げるべきだとはお考えにならないのですか。お答えください。

また、第2の問題は、有期保護制度の創設、つまり期限付きの生活保護を設けようというものであります。

現在でも、違法に期限を切った生活保護行政が行われていますが、その結果は山科区生活保護廃止事件に象徴されています。栄養失調で衰弱し、生活保護を受けて入院された38歳のAさんが、退院翌日に生活保護を打ち切れ2ヵ月後の平成11年7月に遺体で発見されました。死因は餓死でした。ご両親が裁判を起こされ、平成17年4月28日に京都地裁で判決が下りました。判決文では「山科福祉事務所長は『入院中のみ保護』との方針を採って、退院後のAさんの生活について、なんらの配慮もせず、違法に生活保護を廃止した」と行政の方針を厳しく断罪しています。

本来生活保護は、保護を必要としなくなったときに廃止するものであり、期限を切って実施するものではありません。有期保護制度が創設されれば、憲法と生活保護法で保障された生存権が侵害され、第2、第3の山科事件が起こっても不思議ではありません。

そこで伺います。生存権を侵害するおそれのある有期保護制度の創設に、知事は賛成をされたのですか。お答えください。

**【知事】** 生活保護制度については、生活に困窮する全ての国民に、国が責任を持ってナショナルミニマムとしての生活を保障すべきものです。これは、地域の裁量や工夫によってという話しではない。基準について、国に於いて一般低所得世帯との均衡を考慮して、適正な水準の決定が行われるべきであり、国民のセーフティネットとしての役割を果たすことが出来るものでなければならぬという考えです。

**【保険福祉部長】** 昨年11月の全国知事会、全国市長会の生活保護についての提言は、三位一体改革にかかる国と地方の協議の場で、国の負担割合見直し案に反対する立場から提出されたものです。その提言の中で、年金制度と生活保護水準との関係や有期保護制度については、検討課題とされているところであり、国との協議は打ち切られたものの、全国知事会と全国市長会において検討を深めるとともに、地方自治体と検討してい

く場を開催するよう、近々国に対して要請することになっており、その中で京都府としても意見を申し述べていきたいと考えている。

**【山内】** 知事は、当たり前のことだが、生活保護基準は国が設定するものだと言われました。当たり前のことですが、今、大変不十分な国民年金で、十分な医療を受けることが出来ない高齢者の生活実態をご存知なのか。国が決めたことだということで、府民の生活の厳しさには目をつぶっておられるのでしょうか。また、私は全国知事会の提言について、知事に対して質問をしましたが、知事の答弁がございませんでした。保健福祉部長は、今検討中だと言って答弁を避けられましたが、京都府として、こうした有期保護制度の創設に対して反対をせよという立場で意見をあげていないのか、再度質問します。

**【保健福祉部長】** 年金制度との関係であるとか、有期保護制度の問題については、全国知事会でこれから検討組織を設けた上で、これから国と検討すべき課題とされているところであり、これから私どもも十分に、検討の意見を申し述べていきたいと考えている。

**【山内】** 知事も答弁に立たれなかったし、保健福祉部長もまともに答弁されませんでした。一体、知事会でどういう検討が行われ、京都府としてどのような意見をいっていくのかということが、全くはっきりしなかった。逃げたというふうに思います。

## 府立高校のアスベスト対策

### 子ども・教職員の安全と健康を守る責任を果たせ

**【山内】** 次に府立高校のアスベスト対策について伺います。

昨年、府立高校の教室などで一般大気中の濃度の10倍から30倍ものアスベストが検出されていたことが、明らかになりました。現在の大気1リットル中のアスベスト濃度は、本府の調査では宇治総合庁舎の敷地で0.4本、長岡京市役所で0.36本、国道沿線で0.5本から0.6本の水準です。

ところが、昨年12月6日に発表された調査結果によりますと、大気濃度が工業高校で9.6本、加悦谷高校で7.8本、大江高校で7.6本、東舞鶴高校浮島分校で5.8本、田辺高校で3.4本と、5校で大気中のアスベスト濃度が非常に高いことが判明しました。ところが、立ち入り禁止の措置がとられたのは吹き付け材のアスベスト含有率が高かった桃山高校と、劣化が確認された城南高校体育館のみで、大気濃度が高かった5校については1月末の対策工事が始まるまで、立ち入り禁止の措置も取られず、使用が継続されたのです。何よりも安全と子どもたち、教職員の健康が守られなければならない学校で、なぜすぐに立ち入り禁止の措置がとられず、対策工事が始まるまで放置されてきたのか。それは府教委が、これまで大気汚染防止法で定められたアスベスト工場の敷地境界線の規制濃度の、1リットル10本を基準にし、それ以下だから安全だ、という立場に立っていたからではありませんか。

しかし、アスベスト濃度が1リットル1本の空気を50年間呼吸したときの肺がん・中皮腫の発生率は、アメリカの環境保護局によると10万人あたり51人、がん研究所で88人としています。またWHOの「環境と健康に関わる諸評価」という文書には「単純な安全基準評価はアスベストにとって不可能である」と述べられているのです。そこで教育長に伺います。第1に、これからも1リットル中10本以下なら、安全だとの認識をもたれるのですか。また、立ち入り禁止にされなかった根拠をお示してください。第2に、大気中のアスベストが一般大気中の濃度を上回ったところについては、生徒と教職員等を対象に健康診断を実施すべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

**【教育長】** 府立高校のアスベスト問題ですが、吹きつけアスベストが確認された全施設について、府教育委員会として児童生徒への健康への配慮から、いち早く粉塵濃度調査を行ったものであります。その結果、いずれの施設においても、アスベストの本数については、国会の場でも再三に説明されている、世界保健機構の環境保健クライテリア、即ち1リットル中10本程度までは、危険度は判別出来ないほど小さいとされていること等から、現時点で直ちに健康に懸念があるものとは考えていない。

また、立ち入り禁止の措置については、こうした判断を基本としながら、劣化や損傷の状況も十分に考慮して、適切に判断してきたところであり、議員ご指摘の学校を含めて、年度内の早期の完了を目指し、現在、除去工事等の必要な対策工事に取り組んでいるところです。

生徒と教職員の健康管理については、定期健康診断を実施しており、専門家からも日常的な健康観察を適切におこなうことが適切であるという意見をいただいているところから、特別な健康診断は予定していないが、生徒や教職員の不安を解消するために従来から設けている学校医等による健康相談の中でアスベストに関する相談もおこなっているところです。

**【山内】** 今、WHOの文章と国会の審議の中味をいわれたが、WHOの文書には、教育長が今いわれたすぐ下に、単純な安全基準評価は、アスベストにとって不可能だということがかかっているわけです。劣化、損傷がなくても、飛散が問題なわけですから、空気中の濃度が一般濃度より高ければ、飛散していると考えて、措置をとることが当たり前ではないでしょうか。

兵庫県では、1988年から16年間、38のアスベスト事業所の敷地境界線の濃度測定をされていますが、1リットル1本を越えたのは3回だけです。しかも、最高でも2.2本なのです。そうしたところよりも大幅に高い数値が学校の、それも教室ででたのです。府教委は成長期の生徒の安心・安全をおろそかにしたのです。大問題です。そのことを厳しく指摘して、次の質問に移ります。

## 発達保障に大きな役割を果たしている寄宿舎を

### 新設する養護学校へ設置せよ

**【山内】** 次に、府立養護学校の寄宿舎問題について伺います。

障害のある子どもの子育ては、介助が必要不可欠のためどうしても親子関係が密接になりがちですし、思春期の問題や葛藤などは、障害があることでよりいっそうの困難さを伴います。

学校教育法には盲・聾・養護学校には寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる」と定められています。昨年12月の議会答弁で、教育長は「新設する養護学校は自宅からの通学が可能」として寄宿舎を設置することを拒否されました。しかし、寄宿舎は単に「通学保障」にとどまらず、子どもたちの発達保障に大きな役割を果たしているのです。

京都府では1979年に養護学校が義務化されましたが、それに先駆けて、重度、重複障害児にも権利としての教育を保障するために養護学校を建設し、あわせて寄宿舎も設置してきました。

向日が丘養護学校は1969年に開校し、その5ヵ月後には寄宿舎が開設されました。当時の運営方針には、寄宿舎が学校とともに障害を持った子どもたちの人間的発達を保障する教育・訓練・集団生活の場であること、また家庭的雰囲気大切に、自らが身辺自立、社会的自立へ向かって互いに生活を開拓し、自己を実現していく生活指導を進めること、また学校の中に寄宿舎の位置づけを明らかにしていくことなどが掲げられ、1976年には同校の寄宿舎で中学3年生13人全員の通年入舎が取り組まれたり、短期入舎形態の追求など、必要な時期に必要な期間、寄宿舎教育を保障してきました。本府の障害児教育と寄宿舎教育は全国的にみても高い実践と研究を行ってきましたし、全国にも大きな影響を与えてきたのです。

文科省の「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の最終報告書には「盲・聾・養護学校の寄宿舎は、入舎した障害のある児童生徒等が毎日の生活を営みながら、生活のリズムをつくるなど生活基

盤を整え、自立し社会参加する力を培う重要な場」と位置づけ、寄宿舎の教育的意義を評価し、環境整備の必要性について言及しています。

寄宿舎に子どもを入舎させたことのある保護者の声をいくつか紹介します。

「以前はテレビやゲームがお友達だった。中学部から入舎しましたが、家に帰ってくると変化があり、自分のことは自分でするようになりました。」とか「高1の寄宿舎に入れていただきました。家ではパニックになったとき、兄弟を倒したり、首を絞めたりしたので怖がり、逆らわないようになりました。そんな中、寄宿舎で『順番』ということを指導していただいています」という声、また「母親が入院したときも、寄宿舎のおかげで離れた施設に行くことなく乗り切れた」といった声などからわかるように、寄宿舎の役割は通学保障にとどまらず、生活保障であり、また発達保障の場でもあるのです。

そこで伺います。今後新設する養護学校には寄宿舎を設置するべきと考えますがいかがですか。

**【教育長】** 養護学校の寄宿舎は、遠距離などの理由で自宅から通学できない児童生徒が、支障なく学べるように設置しているものです。宇治市と八幡市に新設する養護学校は、自宅からの通学が十分に可能となっており、寄宿舎の設置は考えていない。また、府立養護学校では、寄宿舎の有無に関わらず、日常生活の指導等の授業や宿泊学習等を通じて、児童生徒の自立に向けた取り組みとすすめており、新設養護学校においても、地域社会で育てるという視点を大切にしながら、家庭との連携を図り、学校教育の中で自立し、社会参加する力を十分に育成していきたいと考えている。

**【山内】** 養護学校については今までと全く同じ答弁でした。しかし、京都府も府教委もよく一人ひとりのニーズに応じてという言葉が使われます。養護学校に子どもを通わせている保護者のニーズが寄宿舎なのです。障害のある子どもたちの発達保障よりも、安上がりの教育・経営の視点で寄宿舎を切り捨てようとしているのではありませんか。

京都の障害児教育は、障害を持つ子どもの発達にとって何が必要なのか、あきらかにしながら全国に先駆けて寄宿舎教育に取り組み、国をひっぱってきたのです。本府には誇るべき蓄積があるのです。その蓄積をいかしてこそ、全国に誇る養護学校ができるのです。新しくできる養護学校には、寄宿舎をぜひともつくられるよう強く要望します。

## 全ての子どもが教育を受けられるよう府は役割を果たせ

**【山内】** 続いて就学援助について伺います。

親のリストラや収入減など、経済的な理由で就学援助を利用する世帯は、全国的にも増加しており、京都では受給率が、15.7%と全国平均を上回っています。京都教職員組合が、不況による児童・生徒への影響調査を行っておられますが、「パートにでかけるため、夜も子どもだけの世帯がある」「家賃が払えずに転校した児童がいる」「修学旅行費が払えず、参加を取りやめた生徒がいる」などの状況が報告されています。保護者の生活困難が増大するもとの、子どもたちの就学と成長にも困難が増大しているのです。

就学援助は、こうした児童・生徒に憲法で定められた「教育権」及び、学校教育法第25条で定められた教育の機会均等を保障するためにはなくてはならない制度です。ところが国は、今年度から就学援助の国庫補助金を準要保護に関して、一般財源化してしまいました。こうしたことによって、すでに全国各地で、受給要件の見直しや廃止を検討するなどの動きが出ています。京都でも同様な事態が懸念されます。

また、現在でも就学援助の申請に、民生委員さんの印鑑がいるなど、慈恵的、恩恵的な運用を行っている自治体もありますが、これはやめるべきではないかと思いますが、いかがですか。

また、支給対象者の客観的な判断基準が明らかになっていない自治体も多く、給食費を滞納している子どもの多くの家庭が、就学援助をうけていないという事例もあります。本制度が、教育の機会均等を保障するという本来の役割を果たすことができるよう、市町村と協力して、万全を期すべきではありませんか。また、支給対象者の客観的な判断基準を明らかにし、本府の授業料減免基準が、生活保護基準の1.5倍であることからして、せめて、同程度の基準を設けるべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

**【教育長】** 就学援助については、国の三位一体改革により、準要保護児童生徒援助費補助金が本年度から廃止されましたが、所得譲与税や地方交付税により市町村への財源措置がなされたところであり、全ての市町村教育委員会において引き続き学用品費や修学旅行費等必要な援助が実施されているところです。支給対象者に関わる認定基準や申請の際に、民生委員等の意見を聞くことについては、援助義務者である市町村教育委員会において定められるべきものであり、それぞれ生活保護法の基準を一定目安にしたり、児童生徒の日常生活、家庭状況等を総合的に勘案するなど、より地域の実情に即した就学援助となるよう適切に対応されている。

**【山内】** 就学援助について、東大の荻谷教授は「教育環境が義務教育段階でこんなに差があって、次世代の社会はどうなってしまうのか。こうした中で、国は補助金を一般財源化した。今後、自治体が財政難を理由に切り捨てを進めるおそれもある。機会の均等もなし崩しになっては、公正な競争社会とは呼べない。」と指摘されています。父親がリストラされたとか、一時金が入ってなくなった、今の小泉構造改革のもとで、保護者の生活が大変な困難を極めている。一方では、私立の小学校ができて、そこではプリンスホテルが給食をつくるというような、小学校、義務教育の段階から格差が拡大してきているわけです。そうした中で、市町村と協力して教育の機会均等が崩されないようにするのは、京都府の役割ではないでしょうか。

私の質問を終わらせて頂きます。ご静聴ありがとうございました。

## **新井 進（日本共産党・北区）2006年2月14日**

日本共産党の新井進です。先に通告しています数点について、知事並びに関係理事者に質問いたします。

### **「格差と貧困の拡大」につながる非正規雇用でなく**

#### **「正規雇用の拡大」に力を注げ**

まず、雇用対策についてです。

知事の講演をもとにしたパンフレットが発行されていますが、この中で知事は就任して以来、「雇用・景気」対策を優先課題として取り組み、その結果、「非常に大きな形で雇用創出ができた」、失業率の改善幅も、完全失業者数の減少も全国一位になったと自慢されていますが、本当に雇用の問題は改善してきたのでしょうか。たしかに、失業率の数字は改善されていますが、いま雇用で問題になっているのは、正規雇用から非正規雇用、不安定雇用への置き換えの問題です。昨年12月の有効求人倍率が「13年ぶりに一倍になった」と発表されましたが、雇用形態別に見ると正社員の有効求人倍率は依然として0.65にとどまっており、パート労働者の求人が1.41倍で、13年前と比べると、パート労働者の求人が3倍にも増えているのです。

京都でも、就業構造調査によれば97年から02年の間に、正規雇用は83,000人も減少し、反対にパート、アルバイトなど非正規雇用の労働者が91,700人も増大しています。いまでは、全体で3人に1人、青年では2人のうち1人が非正規雇用となっているのです。このように増え続ける非正規雇用、不安定雇用労働者の実態はきわめて深刻です。京都の派遣会社を調査した結果でも、1ヵ月未満や3ヵ月未満といういわゆる「細切れ契約」が26%も占め、いつ雇い止めになるか不安な中で働かされています。雇用契約書もなく、からだを壊して「休みたい」と派遣元に相談しても、労基法も守られず「有給休暇はない」と休みも取れない労働者もいます。東京労働局の調査では、派遣や業務請負事業所では8割もの偽装請負など違法行為がおこなわれています。

また、青年の非正規労働者は年収150万円以下が8割も占めています。ある調査結果では、こうした青年の8割から9割が正社員になることを希望していますが、新卒時にフリーターであった青年は、半分以上がそ

の後もフリーターで、30歳から34歳でフリーターの労働者は、5年後も75%がフリーターで、固定化する傾向がつかまっています。こうした結果、夫婦ともフリーターで、妊娠すれば何の保証もなく解雇される。収入は半減、生活ができない、また子どもが病気で休めば即、首になる事例など深刻です。多くの青年をこうした不安定雇用におくことは、企業における技能の継承ができない、年金の支えての減少や無年金者の増大など年金制度の空洞化を招く、そして晩婚化、少子化に拍車をかけるなど、日本社会を持続不可能にすることになります。

そして採用された青年労働者も、「毎日残業でくたくたなのに一度も残業は支払われず、有給休暇もないといわれ、体調を崩して休めば給料はさらに減らされる。誰もが「いやならやめろ」といわれるのが怖くて我慢している」こういう声をあげているのです。こうした雇用破壊と労働者の権利を無視した労働が広がる中で、綾部のトステムで働く22才の青年が過労死にまで追い込まれたのです。

このような事態を作り出してきたのは、財界の利潤第一の横暴勝手な要求と、これに応え労働法制の規制緩和をすすめてきたことにあります。1995年日経連は「高コスト構造を変える」として「長期雇用は極少数にし、圧倒的多数の労働者を不安定雇用置き換える」とした「新時代の『日本的経営』」という「21世紀財界戦略」を発表し、労働法制の規制緩和を繰り返し政府に要求してきました。政府、とりわけ小泉内閣はこの財界の要求にこたえ、「多様な働き方」といって派遣労働や有期雇用、裁量労働制の拡大、解雇の自由など、労働法制を相次いで改悪してきました。

このように不安定雇用が広がっているからこそ、知事が「数字上は全国一の改善幅」と言っても、府民は実感がもてないのです。このことは知事も自覚をされており、講演の中で「実感として、まだまだ中小企業を中心にそこまで雇用・景気状況がよくなっていると感じられるとは思えず、府民が実感できるような施策を講じなければならない」と語らざるを得ないのです。知事は、府民が雇用の改善が実感できないのは非正規雇用の拡大がその要因であると思われませんか。まず、お聞かせください。

また、知事はこれまで「民間活力を生かし、活力をとりもどそうという小泉改革に同感だ」と言ってこられました。大企業のもうけ第一で、不安定雇用を拡大し、低賃金で使い捨てにされる労働者を作り出してきた「小泉構造改革」についても「同感だ」と賛成されるのですか。お答えください。

知事は、こうした深刻な派遣労働者の実態調査について、9月議会での私の代表質問に、「雇用と労働条件の実態調査については重要なテーマとして、調査は毎年実施している」と答弁されましたが、その後の決算委員会で理事者にただしたところ、派遣労働の実態調査はまともには行っていないことが明らかになっています。知事が本当に「雇用と労働条件の実態調査が重要なテーマ」と認識されているのなら、本府として調査されるべきではありませんか。改めて求めますがいかがですか。

次に、非正規雇用の拡大がどんどんすすむことが、「格差と貧困の拡大」の要因になっているだけに、本府の雇用・就業支援対策は「正規雇用の拡大」「安定雇用の拡大」に力を注ぐことが、きわめて重要になっています。このことは、昨年12月に作成された新しい「雇用創出・就業支援計画」の中でも、本年度末までに雇用創出・就業支援で、62,000人が見込まれるが、そのうち32,000人、半数以上が短期の臨時雇用で、「常用雇用等安定的な雇用への転換を進めることが大きな課題だ」としています。そのために、ひとつは、本府が「企業立地補助金」をだして誘致した企業について、派遣や請負、パートの大量活用でなく、一定の割合での正規雇用を確保するなど、誘致企業との間で安定雇用の拡大に貢献するよう協定を結び、その雇用状況について定期的に報告を求める制度をつくるべきです。三重県が90億円も出して誘致したシャープ工場が注目されていますが、当初の12,000人の雇用創出予定が、実際は3,300人で、そのうち2,000人が業務請負、派遣社員で占められています。

いま、本府が「雇用のための企業立地」の補助対象にしようとしているジャトコも静岡工場などで大量の派遣・請負労働者を使っており、京都工場でも製造ラインの3分の1は請負労働者だといわれています。このように誘致した企業が不安定雇用を拡大するのでは、まともな雇用対策とはなりません。府が誘致する企業に正規雇用の拡大を求めてこそ、本当の雇用改善となるのではありませんか。いかがですか。

二点目は、いま府が進めている指定管理をはじめとしたアウトソーシングが不安定雇用や低賃金労働者を大量に生み出すことを防ぐ手だてをつくすことです。知事が強調する「経営の視点」にもとづいて、「経費節減」を目的にアウトソーシングが進められていますが、その結果、受託した事業所などが、安上がりで請け負うた

め、不安定で低賃金の労働者を増やすことになれば、この「雇用創出・就業支援計画」にも逆行することになります。そのためにも、府が指定管理など外部委託した事業所は、可能な限り正規雇用で対応することを求めるとともに、雇用形態や労働条件の実態を事業所から報告を求め、労働基準法の不徹底などがあれば、是正を求めることができる。そうしたシステムをつくる必要があると考えますが、いかがですか。

同時に、「京都式少人数教育」は安上がりで不安定な身分の多くの講師によって維持されています。複数担任の1年生を受け持つ講師は年収が169万円、2年生は、4月から7月の短期雇用で33万円、月10万円にも満たないのです。これで生活が成り立つとお考えですか。これは本府自身が労働者の生活の保障を考えず、とにかく安上がりであればよいとの考えで雇用していることを端的に示しています。こうした不安定雇用ではなく、正規の教員で「少人数学級」を実現する方向へ切り替えるべきです。このことを強く求めますがいかがですか。

**【知事】** 府内の雇用情勢について、思い起こしても私が就任した時は、失業率が6%を超え大変高い時、そして有効求人倍率が0.43くらいという厳しい雇用状況の中で、何とかこの状況の改善をという事を目指してまいりまして、情報通信分野・サービス分野の求人等、平成17年度の12月の有効求人倍率は1.0まで回復して、14年ぶりの高い水準になっています。また、完全失業率も4.4%と全国平均を下回る、これはなかなか京都ではこれまでは出なかった数字ですけども、それが出るという改善傾向が数字として如実に現われているところです。しかし、私も講演で述べておけるとおり、大幅な改善ほど雇用改善の実感がないと感じておりまして、この講演でもきちっと書いてあるつもりなのですが、原因としては、パートやフリーターが増えてきている。それから団塊の世代の大量退職、大量離職を控えておりますので、先行きに不安があるのではないかと。

また、もう一つとしては、社会全体の人間関係が希薄化する中で、疎外感をもつ人が、増えているのではないかとこの点を上げておられると思っております。そのため、昨年末に新たに公労資で連携をして、雇用創出就業支援計画を策定しました。常用雇用等の安定的な就業機会の創出拡大、全国に先駆けて開設した若年者就業支援センターの強化等、フリーターの常用雇用化の支援、シニア版のジョブカフェの新設等に取り組み、「人・間中心」のビジョンによって改善をはかっていくことにより、安定的な雇用の確保に努めているところです。

小泉構造改革について、私が申し上げているのは、特に地域の人の力、これは地方公共団体の力も含めてですが、京都の持っている人の力、伝統産業や中小企業など、京都の産業の担い手の人々、多くの大学や伝統文化を担う人々、地域において環境を守り育む人たちの持てる力を結集して、最大限に発揮する京都の民間活力、そして、地方公共団体の活力を活かすことが、重要という趣旨で述べてきたところです。

**【総務部長】** 指定管理者制度についてですが、この制度は府民利用施設について、サービスの向上を図るとともに、府民からお預かりした税金が、より一層有効に活用される様、効率的で効果的な運用を目指して導入されたものです。指定管理者の応募団体については、このような制度の趣旨をふまえ、人員体制や雇用形態を含めた施設の運用計画を作成し、応募されたものであります。その上で、外部委員を含む選考委員会において、これら応募団体の計画について、法令遵守による適切な管理が確保されているのか、安全管理や緊急時の対応力をもふまえて、人員体制、組織体制は妥当であるのか、利用者サービスの向上は図られているのか、効率的な管理はなされているのかといった観点から、厳正な審査の上で選定されたものです。従って、設置条例や労働関係を含み、関係法令を遵守して頂くことは当然ですが、本府としても、指定管理者から事業実績報告書を聴取し、運営内容の適切さを確認する中で、施設の設置目的に沿った適正かつ安定した運営を確保することとしています。

**【府民労働部長】** 派遣労働者の実態調査については、厚生労働省が16年度に実施をされたところです。また、府内の派遣労働に関しては、指導権限を持つ京都労働局において事業所の定期指導等の対応がなされており、府としては京都労働局から派遣労働者にかかる必要な情報提供を受けているところです。

**【商工部長】** 誘致企業における雇用の確保についてですが、企業の立地にあたっては、創業後5年間の雇用計画の提出を求め、毎年その実績の報告を受けています。また、日頃から誘致企業との定期的な懇談会等にお

いて、企業に対して雇用の安定的な確保を要請するとともに、府としても雇用計画を早期に把握し、学校等にも伝える事により地元採用の増加に努めています。この結果、これまでに補助金を交付した37社では1,976名の直接雇用、間接雇用を含めると5,200名の地元雇用を確保したところです。

**【教育長】** 京都式少人数教育についてですが、この中ではまず学校に必要な定数を設置し、正規の教員を主体として実施しているところです。それに加えて小学校低学年の指導補助や中学校1年生の英語、数学の少人数指導において、より一層きめ細かな指導をおこなうという教育的観点から府独自の充実施策として非常勤講師を配置しているところです。今後とも、学校や児童生徒の実態を十分に踏まえながら京都式少人数教育の更なる充実に努めます。

**【新井】** 失業率の改善が図られてきたとおっしゃいましたが、確かに率そのものは改善しています。しかし、先程も紹介したように、改善の中身が問題になってきているのです。そういった意味で知事にお伺したいんですが、正規雇用を含む安定雇用の拡大の努力をするということをおっしゃったが、今、大企業などが非正規雇用置き換えている、こういうやり方に対しては、正規雇用の拡大ということを、企業に対して直接求めるといって頂けるのですか。改めてお伺します。

もう一点は、知事は「小泉改革に同感」という趣旨を説明されましたが、しかし、小泉改革そのものの推進役を担っているのが総合規制改革会議です。しかもこの改革会議が打ち出した第二次の答申では、就労形態の多様化を可能とする規制改革、これを打ち出して先程紹介したような労働法制の改悪が相次いでやられてきたのです。そういった意味では、こうした小泉改革に対しては反対なのか賛成なのか、もう一度お聞かせ下さい。

もう一点は、総務部長は指定管理者の受託事業所に対して実績報告を求めるとおっしゃいましたが、その実績報告の中に、労働者の賃金の実態や労働条件の実態が入るのかどうかお聞かせいただきたい。

もう一点は、教育長は教育の立場の問題を言われましたが、私が質問したのは、33万円で4ヵ月雇う、そういう労働者をつくっていいのか、この事についてお伺いしたのですが、その点についてのご答弁をお願いしたいと思います。

それから、これは府民労働部長ですが、労働局がやっていると言われましたが、京都の労働局の派遣労働の実態調査はやられていないのです。だから、そういう意味でいうと、京都府自身が直接やるべきだと、東京都がやっているわけです。そういう意味では今後の問題として、これはぜひ、実行頂きたいということ要望しておきます。

**【知事】** 雇用創出就業支援計画、新たな計画については、公労資の集まりの中できちっと、みなさんとお話させて頂いて、そういう方向で計画をたてさせて頂いた。その中で、常用雇用等、安定的な就労機会の創出、拡大ということ、しっかりとやっていこうというのが、私の姿勢です。

**【総務部長】** 指定管理者に対する事業報告書の様式については、現在検討中ですが、必要な特記事項も含めて報告して頂ける様な様式になろうかと思えます。

**【教育長】** 非常勤講師につきましては、ねらいとする実施形態にふさわしいものとして、非常勤で対応しているところです。その勤務条件については、それにふさわしい対応をしているところです。

**【新井】** 改めて知事に求めておきたいと思いますが、国の方が、今すすめている労働法制の連続した改悪が、労働者にどんな事態をもたらしているか、このことについては、ぜひ、実情をつかむことも含めてお願いしておきたい。そして同時に、企業が企業としての社会的責任を果たすのではなく、企業が儲けさえすればよいというやり方で、労働者の使い捨てをする、こういう社会を変えるためにこそ、知事は発言頂きたいということをお求めおきたいと思えます。

今、総務部長は、今後検討するという事をおっしゃいましたが、ぜひ、実績報告の中に入れて頂きたいということをお求めおきます。

## 深刻な林業経営

### 無秩序な外材輸入を規制し、府として需要拡大策の充実を

**【新井】** 次に、林業振興対策について伺います。「豊かな緑を守る条例」が制定され、4月から施行されることとなっています。この条例の前文には、森林は、木材生産という経済的機能にとどまらず、国土保全や温暖化防止など、大きな公益的機能を果たしていること、そしてこの森林を府民共通の財産とし、現在及び将来の良好な地域環境の形成及び保全ならびに府民生活の安全の確保に寄与するとしてこの条例を定めています。この条例制定にそって数点お伺いします。

一 昨年の台風23号による風倒木による被害は520ヘクタールにのぼりました。本府もその対策として風倒木等緊急除去事業など実施していますが、その面積は現状では86ヘクタール16.5%にとどまっています。そして昨年1月の雪害による被害に対しても被害地等森林整備事業で補助の上乗せがされましたが、被害面積152ヘクタールに対し事業実施は5ヘクタール、わずか3%です。なぜ、すすまないのか。その最大の原因は、森林災害復旧事業などは新たな植栽を必要としますが、いまから苗木をうえ、30年も40年も手入れをして、育てても売れる見通しがもてない、採算が取れない、ということから被害木があっても放置したままということになっているのです。北山丸太は、2年連続で昨年末にも大きな被害を受けましたが、森林組合が被害状況を把握しようとしても、「被害届けをだしたら府が保障してくれるのか。報告だけ求められても、どうにもならない。」と被害の把握もままならない状況すら生まれています。

ここにはいまの林業経営の深刻さが浮き彫りになっています。木材需要の減少と外材の無秩序な輸入により、木材自給率がわずか18.5%となり、価格も昭和30年代と同じといわれるほど大幅に下落しています。このため、林業経営が成り立たなくなっており、生産意欲を喪失しているのです。

私は、森林を守るうえで何よりも重要なことは、山を守り、山で生活する林業経営が成り立つようにどうするかだと考えます。そのために、国内産材の需要を圧迫している外材の無秩序な輸入を規制することです。

大きな公益的機能を持つ日本の森林を守るためにも、こうしたアメリカいいなりの姿勢を改め、外材の無秩序な輸入を規制することを国に求めるべきだと考えます。いかがですか。

また、府としての需要拡大について、一定の努力はされてきましたが、さらに本格的対策が求められています。ところが提案された予算案では、数少ない需要拡大策のひとつであった「木の香あふれる学校環境整備事業」が「事業目的の達成」で廃止になっています。しかし、学校環境の整備については、これまでから提案しているように、児童・生徒の机を木製にする、コンクリート作りの学校ではなく、木造校舎の建設や既存校舎の床や腰板などに間伐材などを活用すれば子どもの怪我を減らし、情操にも効果があるとされています。廃止どころかこうした事業への本格的実施へもっと拡充すべきものです。いかがですか。

また、すすまない台風や雪害による被害を受けた森林の整備を促進するため、風倒木緊急除去事業と同様に、山林所有者の負担なしに危険木の整理だけは府と市町村などによる事業とし、その仕事を地元で発注し、被害を受けて大きな損失を出した林業者に、現金収入ともなるような仕組みをつくるべきと考えますがいかがですか。

これは個人資産の形成ではなく、二次災害を防ぎ、北山など森林の自然景観を保全し、公益的機能を維持するためのものであり、府民的な理解も得られるものと考えます。

**【農林水産部長】** 林業振興についてですが、厳しい経営環境の背景には、輸入木材の増加とあわせて、生活様式や木材の流通消費構造に大きな変化があることから、森林と環境問題に関する消費者への意識啓発や地域産材の供給体制の強化を図り、その利用拡大をすすめていくことが重要と考えています。このため、京都府では木製治山ダムなど間伐材の利用促進をはじめウッドマイレージCO2認証制度の普及に鋭意取り組んでいるところであり、この認証制度の全国規模での展開など、地域産材の利用拡大策について国に強く要望しているところです。

学校への府内産木材の利用については、市町村と連携しながら、校舎等への利用促進を図るとともに、府の

独自事業による小学校等への木製の机や椅子の導入をすすめてきたところであり、さらに全ての府立学校において、テーブルや椅子、本棚等の整備をおこなってきたところです。今後は、公共施設の木材利用やウッドマイレージCO2認証制度をテコとした府内産材利用の推進を図る中で、子どもたちをはじめ、多くの府民のみなさまに木の良さに触れて頂く機会の拡大に努めたいと考えています。

台風23号による風倒木被害等については、厳しい経営環境のもとで、出来るだけ早期の復旧を図るため、国の制度に加えて府独自の支援をおこなうとともに、特に緊急な対応が必要な箇所については特別措置として府直営事業を実施したところです。現在、平成20年度までの5ヵ年間で復旧を目指し、市町村とも連携して鋭意取り組みをすすめているところです。

**【新井】** 需要拡大等に努めているとおっしゃいましたが、やはり外材の輸入規制が必要になってきているとはお考えにならないのですか。改めて、この点だけは求めておきたいと思います。また、被害木について鋭意すすめているとおっしゃいましたが、先程紹介した様に、進んでいない事態なのです。その点で、新たな提案をさせて頂いたわけで、検討をぜひお願いしておきたいと思います。

## 「山の管理人」森林組合の育成強化へ支援策を

**【新井】** 次に、森林の管理に大きな役割を果たしている森林組合の育成強化についてです。

森林組合は、森林所有者の組織ですが、森林の維持管理と農山村での雇用確保に大きな役割を果たしています。そして台風や雪害のように被害ができれば、その状況を調査する、林道の維持管理に責任を持つなど、自治体行政に協力し「山の管理人」の役割を果たしています。

しかし、林業経営が悪化するもとの、府内の森林組合の事業量も大幅に減少しています。この森林組合の維持のためにも支援策がいま必要になっています。

森林組合の仕事確保の上で、これまで府や「緑の公社」などの森林整備事業が発注されてきましたが、その事業総枠が減少しているうえに、今般、府の森林整備事業に指名競争入札を導入するとされていますが、そんなことになれば、森林組合の経営をいっそう困難にし、作業班の仕事の確保はもちろん、山林労働者の維持確保も困難になります。

そこでお伺いしますが、本府は、森林を守るうえで森林組合の果たしている役割をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

そして、府の森林整備事業は、その地域の山を知り、そして地元雇用に大きな役割を果たしている森林組合への発注を継続すべきだと考えますが、いかがですか。お答えください。

**【農林水産部長】** 森林組合については、間伐等の中心的役割を果たしており、府民参加の森づくりに必要な森林ボランティア等に対する技術指導なども含め、今後とも森林整備に重要な役割を担って頂く必要があると考えています。治山事業にかかる森林整備事業の発注方式については、より透明性、公平性を掲げる観点から競争入札の導入を基本に検討をすすめているところですが、いずれにしても、森林整備の一層の推進を図っていくためには、森林組合の経営基盤強化は大変重要と考えています。役職員に対する研修や林業労働者の確保育成対策、省力化機械の導入など支援に努めているところです。

**【新井】** 改めて一点だけ質問します。今般検討されている入札資格基準を満たしていない森林組合が約半数ありますが、これらが、いわゆる入札に参加出来なくなって排除されても仕方がないという考えのもとで、今検討をすすめられているのですか。お聞かせ下さい。

**【農林水産部長】** 今後とも森林組合には森林整備を継続的に担って頂く必要がある、そのためには経営基盤の強化が重要である。この様に考えておりますので、引き続きこの育成支援に努めていきたいと考えているところです。

**【新井】** 森林組合の育成強化と言いながら、現実には今度の入札資格基準を満たしていないところが半分あるわけです。これらの森林組合が新たに林業士を雇い入れるとか、作業班の拡充をすることかいうことは、経営体力的に出来ない、こういうもとでは実際には排除される事にならざるを得ないのではないかと心配をしています。そういった意味では、ぜひ、この点についても関係者の意見をよく聞いて頂いて、そうしたことがないように求めておきたいと思います。「豊かな緑を守る条例」をつくっても、その緑を守る担い手である森林組合をつぶすようなやり方、これをすすめれば、これは府が森林を守ることに背を向けていると批判されても仕方ないことになります。そういう意味で、先程提案したいくつかの点も含めて、全力をつくして頂きますよう求めて、私の質問を終わります。ありがとうございました。